

令和5年度 京丹波町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

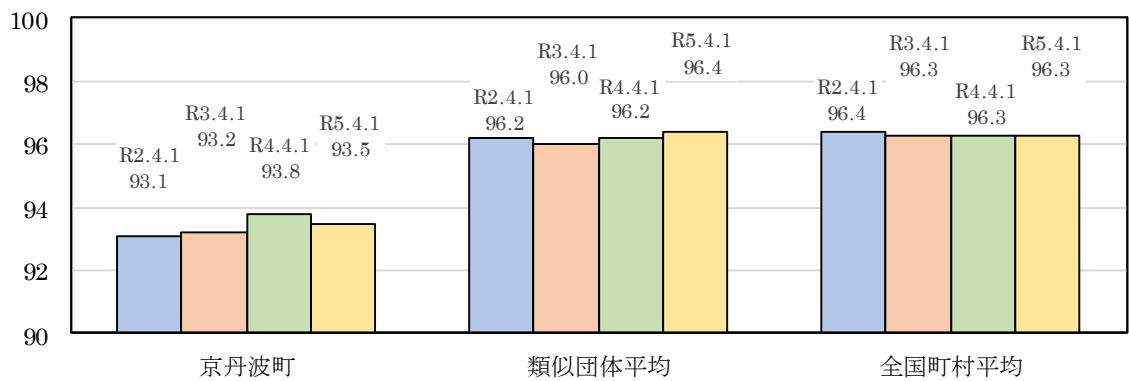
区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 13,005	千円 11,298,071	千円 232,675	千円 2,000,929	% 17.71	% 14.16

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				(参考) 一人当たり 給 与 費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 197	千円 712,451	千円 172,046	千円 263,601	千円 1,148,098	千円 5,828	千円 5,447

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較 差 A－B	勧 告 (改定率)		
令和５年度	円 —	円 —	円 — (%)	% —	% 1.1	% 1.1

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較 差 A－B	勧 告 (改定月数)		
令和５年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.5	月 4.5

(注)「民間の支給割合は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

【給料表の改定実施時期】 平成 28 年 4 月 1 日
【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均 1.3%の引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施（令和 2 年 3 月 31 日まで）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 0％に対し、京丹波町においても 0％

（実施時期） —

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施（平成 2 7 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
京丹波町	41.9 歳	301,800 円	406,100 円	321,766 円
京 都 府	41.3 歳	306,204 円	395,327 円	356,207 円
国	42.4 歳	322,487 円	— 円	404,015 円
類似団体	41.3 歳	301,670 円	356,818 円	324,493 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平 均 年 齢 歳	職員数 人	平 均 給料月額 円	平 均 給与月額 (A) 円	平 均 給与月額 (国比較ベース) 円	対応する 民 間 の 類似職種	平 均 年 齢 歳	平 均 給与月額 (B) 円	A/B
京 丹 波 町	58.1	2	330,500	349,200	338,000				
うち学校給食員	57.9	1	325,700	353,300	340,700	調理師	43.9	274,700	1.29
うち用務員	58.3	1	335,200	345,200	335,200	用務員	49.1	241,700	1.43
京 都 府	57.7	113	354,690	401,080	385,230				
国	51.2	1,941	286,942	—	329,178				
類 似 団 体	52.0	4	289,533	309,111	299,110				

区 分	参 考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
京 丹 波 町	—	—	—
うち学校給食員	5,719,952 円	3,586,000 円	1.60
うち用務員	5,633,494 円	3,253,900 円	1.73

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
（令和2年度～令和4年度の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
京丹波町	— 歳	— 円	— 円
京 都 府	40.1 歳	351,363 円	400,795 円
類似団体	39.5 歳	292,415 円	315,810 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		京丹波町	京都府	国
一般行政職	大 学 卒	185,200 円	204,900 円	185,200 円
	高 校 卒	154,600 円	173,000 円	154,600 円
技能労務職	高 校 卒	154,600 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	228,900 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

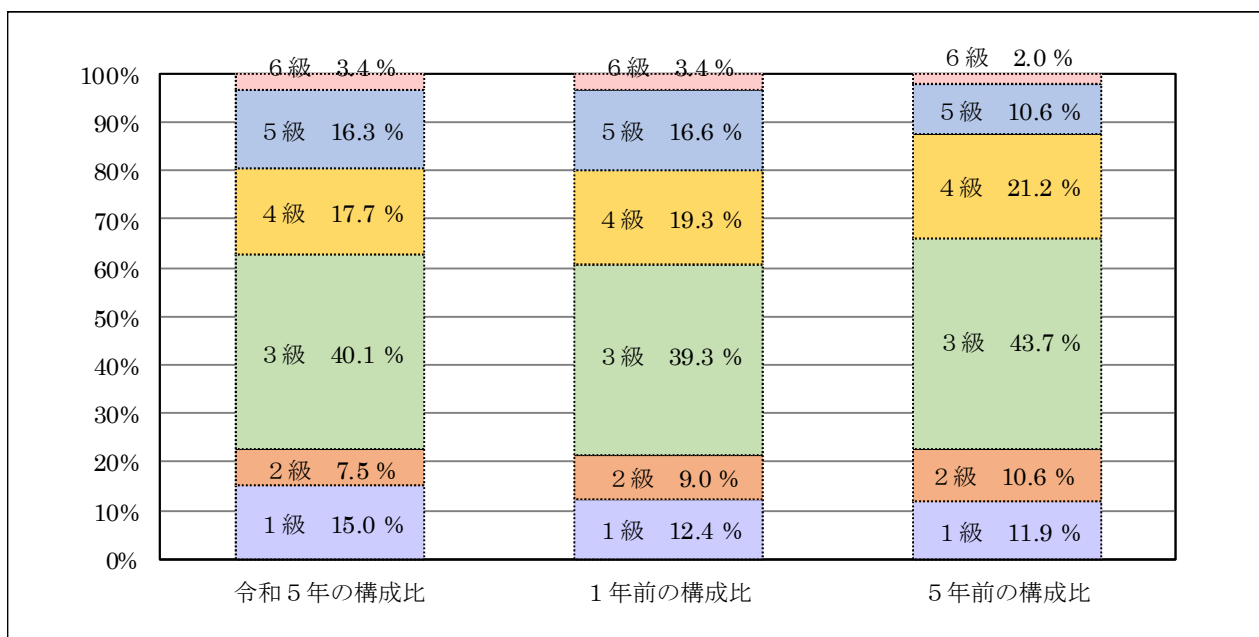
区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大 学 卒	270,600 円	336,800 円	362,400 円	368,300 円
	高 校 卒	232,100 円	295,700 円	344,100 円	359,200 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
教 育 職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

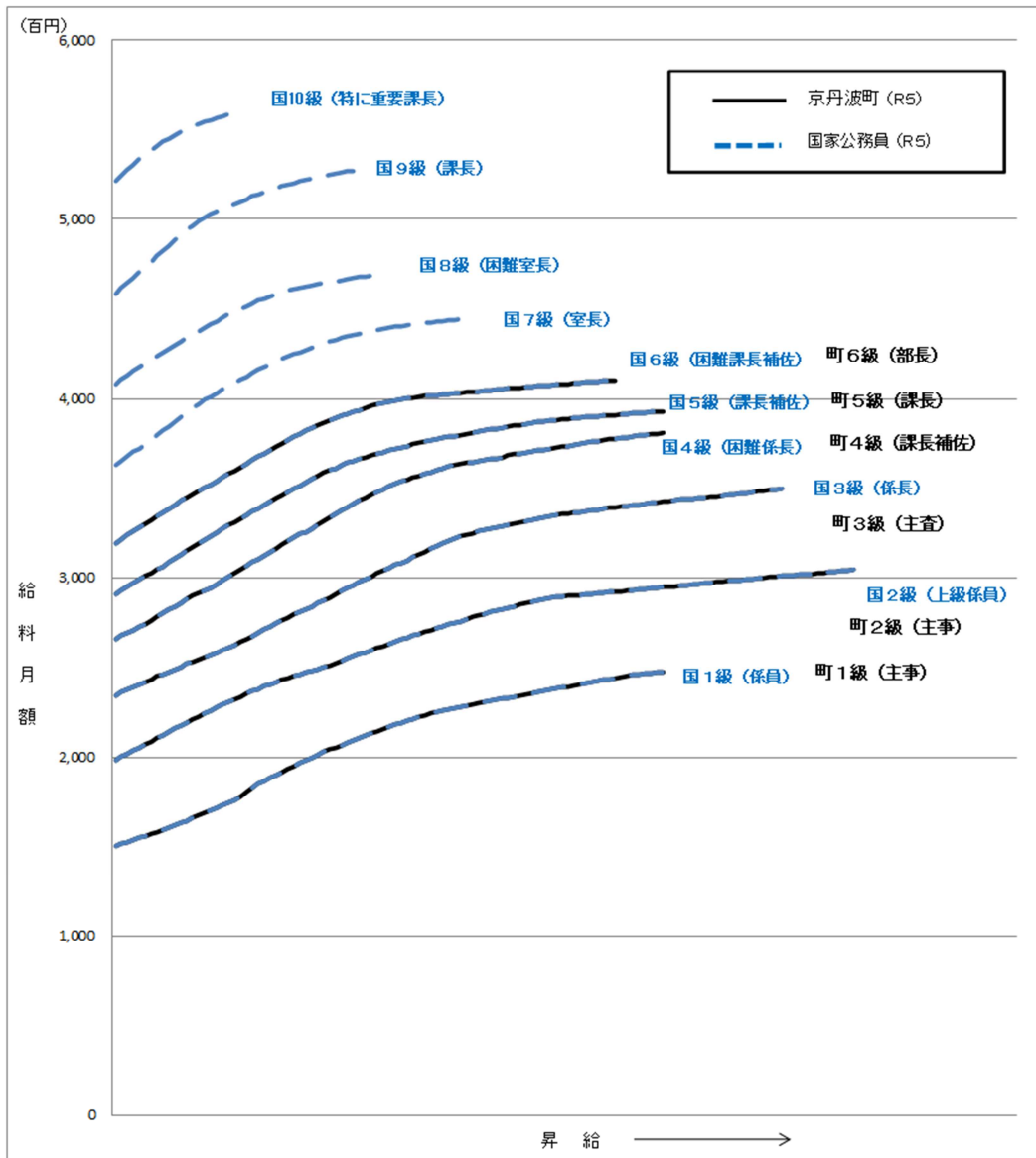
区 分	標 準 的 な 職 務 内 容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額 (円)	最高号給の 給料月額 (円)
1 級	(1) 主事補、主事、技師補又は技師の職務 (2) 保育教諭、保健師、栄養士の職務 (3) 定型的な業務を行う職務	22	15.0	150,100	247,600
2 級	(1) 主事又は技師の職務 (2) 保育教諭、保健師、栄養士の職務 (3) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	11	7.5	198,500	304,200
3 級	(1) 主査の職務 (2) 保育教諭、保健師、栄養士の職務 (3) 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 (4) 係長の職務 (5) 主任の職務	59	40.1	234,400	350,000
4 級	(1) 支所長補佐、課長補佐、室長、議会事務局長補佐の職務 (2) 学校給食センター所長の職務 (3) 事務局長補佐、事務長補佐、保健師長、園長補佐の職務 (4) 特に困難な業務処理、高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	26	17.7	266,000	381,000
5 級	(1) 会計管理者、支所長、課長の職務 (2) 事務局長、事務長、園長、副園長の職務 (3) 農業委員会事務局長、主幹の職務	24	16.3	290,700	393,000
6 級	議会事務局長、教育次長、部長の職務	5	3.4	319,200	410,200

- (注) 1 京丹波町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表【行政職給料表】(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年4月2日から令和6年4月1日までにおける運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度		令和7年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

京 丹 波 町	京 都 府	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,333 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,572 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.0 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.0 月分 （1.35）月分 （0.98）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40 月分 2.0 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	令和7年度		令和7年度	

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

京 丹 波 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率 2～30%）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （割増率 2～45%）	
（退職時特別昇給	なし				
一人当たり 平均支給額	7,797 千円				

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		—	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		—	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		—	—

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和４年度決算）		31,240千円		
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）		612,549円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度）		18.61%		
手当の種類（手当数）		4種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和４年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業	2,108 千円	従事した１日につき 1,000 円以内
放射線取扱手当	病院・診療所・歯科に勤務する 医師及び放射線技師	レントゲン撮影業務	1,800 千円	町長が定める額
医師等研修手当	病院・診療所・歯科に勤務する 医師及び薬剤師・理学療法士	医療技術業務	25,212 千円	町長が定める額
危険手当	病院及び診療所に勤務する看護師	看護業務	2,120 千円	月額 5,000 円

(5) 時間外勤務手当・休日勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	109,166 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	467 千円
支給実績（令和3年度決算）	110,313 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	460 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算) (千円)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算) (円)
扶 養 手 当	・ 配偶者 6,500 円 ・ 子 10,000 円 ・ 上記以外 6,500 円 ・ 加算額 特定期間*1人につき 5,000 円 ※特定期間:満 15 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで	同		29,318	259,451
住 居 手 当	借家で、月額 16,000 円以上の家賃を支払っている職員 (限度 28,000 円)	同		10,908	272,703
通 勤 手 当	・ 交通機関利用者 運賃相当額 ・ 自動車等利用者 片道 2km 以上 15 km未満 2,000 円 片道 5km 以上 10 km未満 4,200 円 片道 10km 以上 15 km未満 7,100 円 片道 15km 以上 20 km未満 10,000 円 片道 20km 以上 25 km未満 12,900 円 片道 25km 以上 30 km未満 15,800 円 片道 30km 以上 35 km未満 18,700 円 片道 35km 以上 40 km未満 21,600 円 片道 40km 以上 45 km未満 24,400 円 片道 45km 以上 50 km未満 26,200 円 片道 50km 以上 55 km未満 28,000 円 片道 55km 以上 60 km未満 29,800 円 片道 60km 以上 31,600 円	同		27,817	109,088
管 理 職 手 当	給料月額 of 15/100 以内	異	給料月額 of 25/100 以内	18,962	474,062

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	町 長	(675,000 円 750,000 円)		(参考) 類似団体における 最高／最低額		
				846,000 円	／	556,500 円
報 酬	副 町 長	(558,000 円 620,000 円)		676,000 円	／	479,000 円
	議 長	(320,000 円 320,000 円)		354,000 円	／	247,000 円
	副 議 長	(250,000 円 250,000 円)		306,000 円	／	193,000 円
期 末 手 当	議 員	(230,000 円 230,000 円)		288,000 円	／	175,000 円
	町 長 副 町 長	(令和4年度支給割合) 3.25 月分 (平成18年度から10%減額して支給)				
退 職 手 当	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.25 月分				
	町 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)				
	副 町 長	給料月額(675,000円) × 在職年数 × 530/100 1,431万円 任期満了時				
備 考	副 町 長	給料月額(558,000円) × 在職年数 × 315/100 703万円 任期満了時				
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

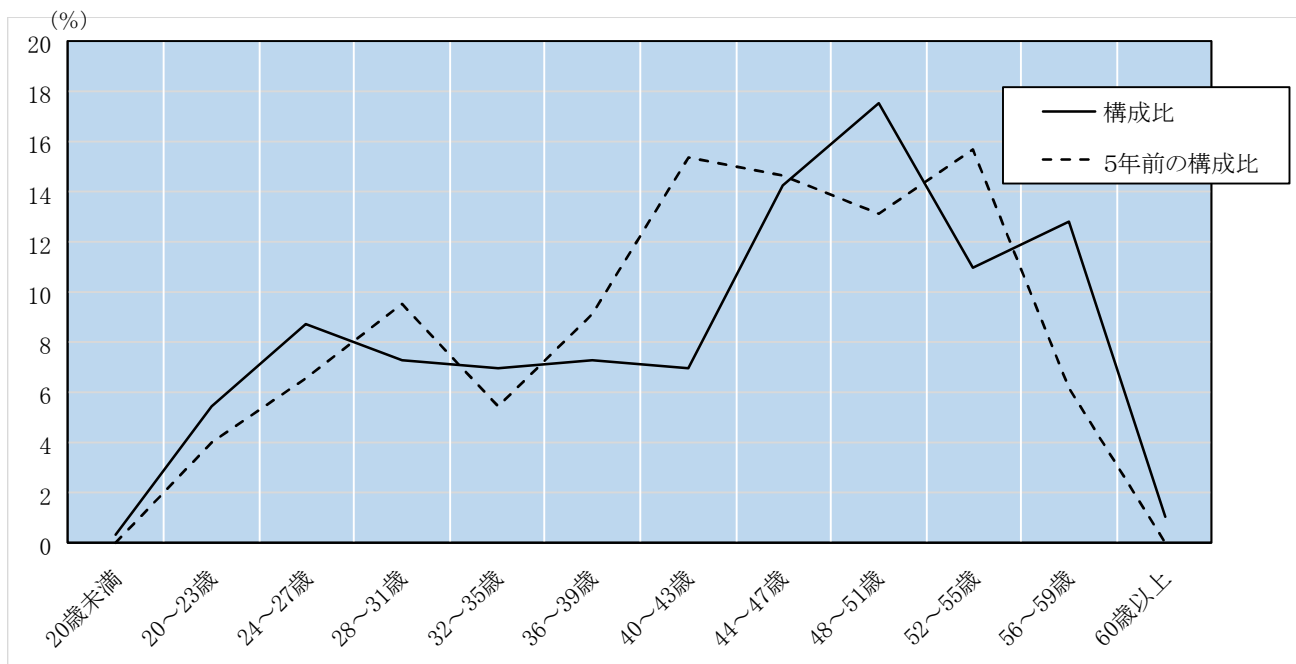
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	業務体制見直しによる増
		総 務	54	55	1	
		税 務	12	12	0	
		農林水産	14	15	1	業務体制見直しによる増
		商 工	8	7	▲1	業務体制見直しによる減
		土 木	10	10	0	退職不補充による減
		民 生	60	55	▲5	
衛 生	19	19	0			
	計	180	176	▲4	〈参考〉人口1万人当たり職員数 135.33人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 89.00人）	
	教 育 部 門	17	17	0		
	小 計	197	193	▲4	〈参考〉人口1万人当たり職員数 148.40人 （類似団体の人口1万人当たり職員数 107.03人）	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	53	55	2	医師、看護師の採用	
	水 道	8	8	0		
	下 水 道	2	3	1	業務体制見直しによる増	
	そ の 他	14	14	0		
	小 計	77	80	3		
合 計			274 [288]	273 [288]	▲1 [0]	〈参考〉人口1万人当たり職員数 209.92人

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



(単位：人)

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1	15	24	20	19	20	19	39	48	30	35	3	273

(3) 職員数の推移

(単位：人)

部門別 \ 年 度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年間の増減数(率)
一 般 行 政	166	167	175	175	180	176	10 (106%)
教 育	28	25	25	25	17	17	▲11 (61%)
普 通 会 計 計	194	192	200	200	197	193	▲1 (99%)
公営企業等会計 計	79	79	77	76	77	80	1 (101%)
総 合 計	273	271	277	276	274	273	0 (100%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

上水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実 質 収 支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 1,069,242	千円 59,716	千円 21,932	% 2.05	% 2.13

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 32,916 千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手 当	計 B		
令和4年度	人 3	千円 12,622	千円 3,992	千円 4,852	千円 21,466	千円 7,155	千円 6,018

- (注) 1 職員手当には、退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給 (給料+扶養手当+調整手当)	平均月収額
京 丹 波 町	51.5 歳	375,214 円	596,330 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況（参照：4 職員の手当の状況）